

# 日向市職員等の内部通報制度について

## 目 ■ 目的

- ・公益通報者保護法の趣旨を踏まえ、法令違反等の早期発見・是正を図ります。
- ・公正な職務の遂行と、市民の信頼確保につなげます。

## 対 ■ 通報の対象となる市職員等の行為(法令違反行為等)

- ・日向市の職員が事務・事業に関して、法令違反行為等(違反のおそれを含む)と思われる事案
- ・市民全体の利益に反する行為(おそれを含む)など

## 者 ■ 通報できる方(職員等)

- ・日向市市職員
- ・日向市に派遣されている派遣労働者
- ・日向市と契約関係のある事業者(請負等)
- ・指定管理者の役員・従業員等

## 方 ■ 通報の方法

- ・書面・メール・電話・面談等で受け付けますが、原則「別記様式第1号(第5条関係)」に記載のうえ提出してください。
- ・可能な範囲で「いつ／どこで／誰が／何を(何をしなかったか)／証拠・資料」を具体的に提出いただきますようお願いいたします。
- ・原則実名での通報となります。

## 護 ■ 通報者の保護

- ・通報を理由とする不利益な取扱い(懲戒・人事・給与・解雇・降格・減給等)は禁止されています。
- ・通報者に関する情報は原則非公開です。

## ■ 通報窓口

日向市 総務部職員課 人事研修係  
〒883-8555 宮崎県日向市本町10番5号  
電話:0982-66-1014(職員課直通)  
メール:syokuin@hyugacity.jp

※FAXで送る場合は、職員課専用のFAXがありませんので、事前に電話にてお問い合わせ下さい。